

平成19年10月

公立大学法人 福島県立医科大学

今般当法人におきまして、文部科学省科学研究費補助金ほか一定の財源により購入した物品の検収につきまして、11月1日（木）納品分から原則として事務局企画財務課において検収を行うこととなりました。

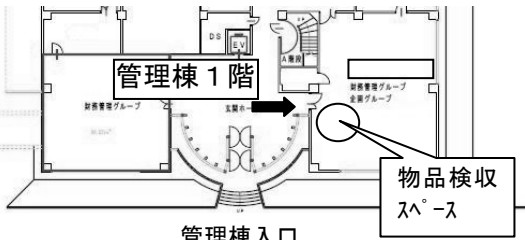
つきましては、各お取引先事業者の皆様には、下記によりお取り扱いいただきますようお願いを申し上げます。

1 本取扱の具体的な方法

- (1) 今回変更を行う物品購入の注文の際に、「『科研費』に基づく注文」であることを発注者側から表記又は口頭により申し上げます。
- (2) (1) による注作品につきましては、下記のとおり納品又は送付をお願いいたします。

【持参により納品される場合】

検収場所：公立大学法人福島県立医科大学 企画財務課（場所は下記のとおり）
検収受付時間：月～金曜日 午前8時30分～午後5時30分
（祝日、年末年始を除く）



管理棟1階
物品検収スペース
管理棟入口

【宅配便により送付される場合】

送付先住所：福島県福島市光が丘1番地（従来送付先と同一地番です）
納品あて先（物品の到達先であり、請求書等のあて先名とは異なります。）
：（例）公立大学法人福島県立医科大学
○○○講座 ○○○○様（企画財務課経由）

この記載を付加してください。

- (3) 持参された場合は、管理棟1階の企画財務課で納品伝票及び物品を提示いただき、伝票と現品の数量、品名等について照合し、検収を行います。

なお、納品伝票は当法人分2部、加えて物品受領書等御社所要部数があれば当該部数を加えた部数をご持参ください。当日請求書等を併せてご持参の場合は請求書に併せた納品書以外の納品伝票等は、法人分は1部で結構です。

(4) 検収後、納品伝票の1部を納品書としていただきますので、それ以外の伝票及び納品物品を発注元にお持ちいただき、納品をお願いいたします。

2 検収の例外について

(1) 上記1にかかわらず、今回検収方法の変更を行う購入でも、下記のケースについては例外として、納品先・送付先をそれぞれに掲げる場所としてください。

	品目・内容	納品先
1	放射性物質	医学部附属R I 研究施設
2	実験動物関連物品	医学部附属実験動物研究施設
3	毒劇物	各講座、研究者
4	据付・調整を必要とする物品	
5	高圧ガスポンペ	
6	液体窒素	
7	土・日曜、休日、夜間の納品となる場合	
8	その他発注者から直接納品するよう依頼があった場合	

これらについては、『科研費』による物品購入」と明示しない場合もあります。ご容赦ください。

(2) 今回の変更は「科研費」による物品購入を対象としており、「科研費」によらない購入は対象としておりません。上記(1)を含め、「科研費」と明示されない発注については、従来どおり、発注者に対し直接納品又は発送をお願いいたします。

(3) 今回の検収方法見直しにつきましては、試行として行っており、その都度所要の見直しを図ってまいりますのでご協力をよろしくお願いいたします。

(4) その他お問い合わせにつきましては、下記までお願いいたします。

(注)平成20年4月の組織変更に伴い、検収場所等の表記につきまして、(旧)「財務管理グループ」から、(変更後)「企画財務課」に改めております。

【本件に関するお問い合わせ先】

連絡先：公立大学法人 福島県立医科大学 事務局企画財務課（担当 小林）

電話：024-547-1023（直通） FAX：024-547-1991

電子メールアドレス：pla@fmu.ac.jp